

群馬中央医療生活協同組合

認知症対応型共同生活介護 「ふれあいの家 六供」

運営規程

(事業の目的)

第1条 群馬中央医療生活協同組合が運営する認知症対応型共同生活介護「ふれあいの家 六供」の事業の目的は、要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居（法第8条第18項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定認知症対応型共同生活介護は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行う。
- 二 利用者の1人1人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行う。
 - 三 当該利用者又は利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならない。
 - 四 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
 - 五 自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。
 - 六 短期利用共同生活介護の利用者の入退居に際しては、利用者を担当する介護支援専門員と連携を図ることとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1. 名称 グループホーム「ふれあいの家六供」
- 2. 所在地 前橋市六供町五丁目11-14

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 1. 管理者 1名（常勤 兼務）

管理者は、事業所従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

2. 介護職員（介護福祉士、ホームヘルパー２級、無資格者）１１名
適切な認知症対応型共同生活介護を提供できるよう専門的な知識と技術を持って心身の状況に応じた介護を提供する
3. 介護支援専門員 １名（常勤 兼務）
利用者の共同生活を適切なものにするため認知症対応型共同生活介護の利用計画を作成し、サービスの提供状況等を評価する

（利用定員）

第５条 入居の定員は９名とする。

（指定認知症対応型共同生活介護の内容）

第６条 指定認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

1. 利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立支援と日常生活の充実に向けて支援する。
2. 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努めるものとする。

（利用料その他の費用の額）

第７条 指定認知症対応型共同生活介護の利用料その他の費用の額は次のとおりとする。

1. 利用料の額は介護報酬告示上の額とし、法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型共同生活介護を提供した場合はその１割または２割または３割（所得に応じて）の額とする。

要介護度	一日あたりの単位数	３１日の単位数	１割負担の額
要支援２	７６１単位	２３，５９１単位	２３，９２１円
要介護１	７６５単位	２３，７１５単位	２４，０４７円
要介護２	８０１単位	２４，８３１単位	２５，１７９円
要介護３	８２４単位	２５，５４４単位	２５，９０２円
要介護４	８４１単位	２６，０７１単位	２６，４３６円
要介護５	８５９単位	２６，６２９単位	２７，００２円

2. 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

一 食材料費

朝食	３００円	３７，２００円／月 （３１日の場合）
昼食	４００円	
夕食	５００円	

二 居室料金

居室料金	１，７００円	５２，７００円／月 （３１日の場合）
------	--------	-----------------------

三 水光熱費

水光熱費	800円	24,800円／月 (31日の場合)
------	------	-----------------------

四 おむつ代

おむつ代	尿取りパット20円 夜用パット 50円 リハビリパンツ 80円 テープ式おむつ90円 軽失禁用 70円	全種類 1枚の料金
------	---	--------------

(短期利用認知症対応型共同生活介護)

第8条 本事業所は、各共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室や短期利用者専用の居室等を利用し、短期間の指定認知症対応型共同生活介護（以下「短期利用認知症対応型共同生活介護」という。）を提供する。

- 二 共同生活住居の数が1であること。
- 三 当該指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う者が、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス、若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設の運営について3年以上の経験を有すること。
- 四 次のいずれにも適合すること。ただし、利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に短期利用認知症対応型共同生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、居宅サービス計画において位置付けられていない短期利用認知症対応型共同生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあっては、次の規定にかかわらず、事業所の共同生活住居の定員を超えて、短期利用認知症対応型共同生活介護を行うことができるものとする。
- 五 事業所の共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室等を利用するものであること。
- 六 事業所の共同生活住居において、短期利用認知症対応型共同生活介護を受ける利用者の数は1名とすること。
- 七 利用開始に当たって、あらかじめ30日以内の利用期間を定めること。
- 八 短期利用共同生活介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、本事業所の計画作成担当者が介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成することとし、当該介護予防認知症対応型共同生活介護計画に従いサービスを提供する。
- 九 入居者が入院等のために、長期にわたり不在となる場合は、入居者及び家族の同意を得て、短期利用共同生活介護の居室に利用することがある。なお、この期間の家賃等の経費については入居者ではなく、短期利用共同生活介護の利用者が

負担するものとする。

要介護度	一日あたりの単位数	1割負担の額
要支援2	789単位	800円
要介護1	793単位	804円
要介護2	829単位	841円
要介護3	854単位	866円
要介護4	870単位	882円
要介護5	887単位	899円

自 費 料 金	
朝食	300円
昼食	400円
夕食	500円
居室料金	1,700円

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 指定認知症対応型共同生活介護のサービス利用に当たっての留意事項は次のとおりとする。

1. 入居に際しては主治の医師の診断書等により当該入居申込者が認知症である者であることを確認できる利用者を入居対象とする。また、少人数での共同生活を営むことに支障がない方が入居の対象となる。
2. 医療依存度のある方の利用については原則受け入れられない。
3. 入居者が入院治療を要する者であること等入居者に対して必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な措置を速やかに講じなければならない。
4. 入院の期間が長期（3ヶ月以上）に及ぶ場合や認知症対応型共同生活介護を受けることが困難な状況（医療依存度の増加等）になった場合は、退去の有無を含めて相談・検討する。

(非常災害対策)

第10条 指定認知症対応型共同生活介護事業における非常災害対策は次のとおりとする。

1. 消防法等に則り非常災害時の具体的計画を策定する。
2. 非常災害時の際の関係機関への通報及び連絡体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期すよう努める。
3. 火災等の災害時に地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りをおこない、非常災害時の対策を適切に実施する
4. 年2回の防災避難訓練を実施する。

(苦情処理)

第 11 条 管理者は提供した指定認知症対応型共同生活介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 12 条 地域との関係性を大切にし、運営推進会議を 2 ヶ月に一度開催することでサービスの適切な提供等を評価し、地域に開かれた運営を実施する。

- 二 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。
- 三 指定認知症対応型共同生活介護従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 四 指定認知症対応型共同生活介護従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 五 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、認知症対応型共同生活介護に関する記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。
- 六 認知症対応型共同生活介護事業者は、提供した認知症対応型共同生活介護に関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切な認知症対応型共同生活介護が行われているかどうかを確認するために市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 七 認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関及び協力歯科医療機関を定めておく。
- 八 介護従業者の勤務体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する。
- 九 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は当該法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(高齢者虐待防止に関する事項)

第 13 条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止のため、虐待防止の指針を定め、次の措置を講ずるものとする。

- 一 高齢者虐待の基本的な考え方のまとめ
- 二 高齢者虐待防止のための指針の策定
- 三 高齢者虐待防止検討委員会の設置と内容について
- 四 高齢者虐待防止のために職員研修の実施と担当者の決定
- 五 高齢者虐待等が発生した際の相談・報告について
- 六 高齢者虐待等が発生した際の対応方法について
- 七 高齢者虐待等に関する苦情相談体制の整備

八 その他、高齢者虐待防止に関する事項

- 2 事業所は、指定（（介護予防）認知症対応型共同生活介護）の提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

（身体拘束等の原則禁止）

- 第14条 事業所は、指定（通所介護とか訪問介護とか事業の名称）の提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。
- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。
 - 3 定期的に身体拘束廃止委員会を開催し、現状の把握と共有、身体拘束をしないケアの研修等をおこなう。

（個人情報の保護）

- 第15条 事業所は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。
 - 3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約に含めるものとする。

（感染症の予防、発生時の対応に関する事項）

第16条 事業所は、感染症の予防と発生時の対応のために、以下のような感染対策基準を定め、感染症対策を実施することとする。

- 1 感染対策に関する指針策定の目的について
- 2 事業所の感染対策の基本的な考え方
- 3 事業所内感染対策に関する権限と責任
- 4 事業所内感染に対する職員研修の指針
- 5 感染症発生状況の報告の基本方針
- 6 事業所内感染予防の基本方針
- 7 事業所内感染症発生時の対応に関する基本方針
- 8 その他、感染症に関する事項について

（業務継続計画の策定等）

第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

この運営規程は平成23年5月1日より施行する。

平成27年7月1日より改定する。

平成29年5月1日より改定する。

令和1年6月1日より改定する。

令和2年4月1日より改定する。

令和3年4月1日より改定する。

令和4年4月1日より改定する。

令和5年1月1日より改定する。

令和5年5月1日より改定する。

令和6年4月1日より改定する。

令和7年4月1日より改定する。

令和7年11月1日より改定する。